

平成30年7月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成30年7月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年7月5日（木）午後2時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第20号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第21号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第22号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第23号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第24号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第15号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例
施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第16号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時
代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第20号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第21号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第22号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第23号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱に
ついて
議案第24号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱につい
て
 - 2 報告第15号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例
施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第16号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時
代理の報告について

3 その他 (1) 平成30年度中学生海外派遣事業について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
学校教育部長	井上	栄
教育総務課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	富島	淳一
中央図書館副参事	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	吉野	和雅
学校安全安心対策担当室長	鈴木	孝弘
指導課長	川又	和也
就学支援課長	六郷	真紀子
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山村	雅彦
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	副主幹	西村	直
〃	主 任	鈴木	庸代
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成30年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含め、議案5件、報告2件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第16号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第20号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第20号「市川市教育振興審議会への諮問について」、説明します。議事日程の1ページをお願いします。教育基本法第17条第2項の規定において、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて計画を定めることが求められています。このため、第3期市川市教育振興基本計画を策定するにあたり、市川市教育振興審議会条例第2条第1号の規定により、当該計画について、市川市教育振興審議会の意見を求める必要があるため、同審議会に諮問することについてお諮りするものです。内容について説明します。2ページをお願いします。諮問書です。こちらに諮問理由を添えて審議会に諮問します。3ページをお願いします。諮問理由です。理由とともに、審議にあたって基本とする事項を記載しています。「1 計画の位置づけ」です。4ページをお願いします。一つ目の黒ポチですが、今後市長が策定する「市川市教育振興大綱」における教育の目標や方針を尊重した

計画とします。「2 基本理念と計画の体系」です。現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。「3 計画の対象、期間」です。計画期間は平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5カ年とし、策定時期は平成31年(2019年)1月を目指します。最後に、今後の予定です。7月下旬に総合教育会議を開催します。市長が教育振興大綱を定めるにあたり、これからの教育の方向性等について、市長・教育長・教育委員の皆様で協議いただきます。そして、8月1日に教育振興審議会を開催し、諮問します。審議会では、総合教育会議の内容をふまえて第3期計画について議論いただけるよう、準備を進めております。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第21号「教育財産の用途変更及び所管換について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。議案第21号「教育財産の用途変更及び所管換について」ご説明いたします。議事日程の5ページをご覧ください。所管換えの対象となる教育財産は、新井小学校でございます。所在地は、市川市新井一丁目146番5でございます。面積としましては、674平方メートルでございます。用途変更及び所管換えの内容でございますが、当該用地は、公衆用道路として供用されているため、市長部局に所管換えし、維持管理することが必要であることから、提案するものでございます。資料の6ページをご覧ください。ページ中央に、新井小学校がございます。今回所管換えを予定している部分は、新井小学校左側の濃く塗られている部分になります。現在は、公衆用道路として、供用されている部分でございます。写真、上が北側から学校を撮影した写真、下が、南側から撮影した写真でございます。今後、学校用地である濃く塗られている部分を、道路用地として維持管理していくために、この674平方メートルを、道路管理課に、所管換えを行うものでございます。なお、道路管理課が道路移管を受け入れる条件としましては、道路幅員が4メートル以上あること。通り抜けができる道路であること。道路と隣接地との境界が確定していること。道路排水が取れることなどでございます。新井小学校につきましては、平成29年度までに、西側隣接地権者との境界確定を完了しており、道路部分の補修作業などを完了させ、移管のための全ての条件を

満たしますことから、今回、道路管理課へ、所管換えを行うものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。学校としては、一切関係ないということですよ。現状ということで。

○教育施設課長

そのとおりでございます。

○平田史郎委員

わかりました。その他よろしいでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第22号「市川市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。議案第22号「市川市文化財保護審議会への諮問について」、説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の議事日程7ページから11ページをご覧ください。教育委員会が、市川市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定有形文化財の指定を行うにあたり、同条第3項の規定に基づき、指定の可否について、市川市文化財保護審議会の意見を求める必要があります。つきましては、8ページの諮問案のとおり市川市文化財保護審議会に諮問してよろしいか議決いただくものです。なお、10、11ページは指定候補についての参考資料、9ページは、諮問すべきと議決いただいた場合のその後の日程で、7月13日に文化財保護審議会を開催し、教育長より諮問書をお渡しいただき、その後、答申を得て、2月の定例教育委員会で答申を踏まえた文化財指定の可否をご審議いただく予定です。また、別冊1につきましては、委員より提出されました調査結果報告です。当日資料として市指定候補文化財調書を添付させていただきました。説明は以上です。どうぞ、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。これは、指定をされると後々どうなるのでしょうか。

○考古博物館長

指定を受けますと、指定された文化財を管理保存していくにあたって、市からの補助金が受けられることとなります。

○平田史郎委員

お金が沢山かかるということでしょうか。

○考古博物館長

そうですね。補助金額については、指定有形文化財で年間13,500円となります。

○平田史郎委員

その他よろしいでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第23号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第23号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議事日程12ページから14ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。この委員のうち、辞職願の届けがありました4名の委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに4名の委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、平成30年7月6日から平成31年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第24号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第24号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明します。追加分の議事日程、1ページをお願いします。この度、第3号委員の松丸奈津子委員から、辞任願いの届け出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものです。2ペー

ジをお願いします。後任委員は、市川子ども・子育て支援施設協会長推薦の、私立保育園保護者、齋藤麻莉子氏です。なお、本日も承認をいただければ、松丸委員の解嘱日は本日7月5日、後任の齋藤委員の任期は、7月6日から前任者の残任期間である平成31年7月6日までとなります。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第15号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。報告第15号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。資料は、議事日程15ページから18ページになります。本規則の一部改正につきましては、7月1日以前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件の改正にあたり、議案提出の時間がございましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。はじめに本規則の改正理由でございますが、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」による地方税法の改正に伴い、政令市の区域内に住所を有する者の市町村民税の所得割額の標準税率が変更され、平成30年度の市町村民税から、政令市は8%、政令市以外の市町村においては6%と異なる標準税率が用いられております。保育クラブ保育料の減額の基準について、その標準税率に基づき算出された市町村民税の所得割額を基準としており、この額が不均衡となることから、これを是正するための調整を行うため、本規則の一部を改正するものであります。改正の主な内容ですが、1月1日現在において政令市の区域内に住所を有し標準税率が8%の市町村民税で所得割が課されている者で、同日後に本市に転入したのものについて、市町村民税の所得割を税率6%で再計算する旨の規定を加え、税率の不均衡を解消するものであります。施行期日につきましては、平成30年度の市町村民税から適用させるため、平成30年7月1日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。これは、政令市の場合だと、揃わなくなってしまうから、揃えるということでしょうか。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。今年度から市町村民税の所得割の税額が、千葉市などの政令市については8%で計算されております。政令市以外が6%で計算されているので、千葉市等の政令市から転入されてきた方が、8%の税率で保育料の減額の基準とされてしまうので、それを6%に計算し直すというものでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

その他よろしいでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第15号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「(1) 平成30年度中学生海外派遣事業について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。お手元の資料19、20ページをお願いいたします。その他といたしまして、平成30年度中学生海外派遣事業についてご報告いたします。本事業は、市川市青少年教育国際交流協会が主催し、市内公立中学校の生徒を対象として、国際感覚豊かな青少年を育成するため、ドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市に派遣するもので、ドイツへの派遣は、今年度で16回目となります。平成4年度のニュージーランド・ノースショア市派遣から数えると27回目の海外派遣となります。本年度は、市川市立第五中学校の小林淳校長を団長に、市川市立塩浜学園の本間由佳教諭、市川市立第八中学校の大澤亜希子教諭の引率により、7月21日から8月1日までの11泊12日で実施されます。生徒の応募状況でございますが、本年度は、2年生・3年生から募集し、2年生は男子9名・女子17名の計26名、3年生は女子のみ1名の応募がありまして、2・3年生合わせて27名の応募があり、選考の結果、2年生男子7名・女子9名の合計16名の派遣を決定いたしました。現在、生徒及び引率教員は、出発までの毎週土曜日に語学研修や、現地でのテーマ発表の準備などを進めているところでございます。派遣期間中は、現地の家庭にホームステイをし、受入れ校であるメートヒェン・リアルシューレへの体験通学を行い、同校の学園祭にて英語でのテーマ発表をする他、ローゼンハイム市長への表敬訪問や名所旧跡の見学等を計画しております。また、派遣の最終日には、宿泊地をペンションに移し、ホストファミリーを招いての、さよならパーティー開き、さらに交流を深める予定でございます。中学生16名が、この派遣事業により異国文化を肌で感じ、国際感覚を身につけるきっかけとなり、さらには、日本文化の良さを再発見するなど、将来、市川市の国際交流活動の担い手として活躍してくれることが期待されます。また、10月末には派遣先のドイツの生徒・引率教員を受け入れ、市内中学校の体験学習や市内・県内施設の見

学、市長表敬訪問、親睦のパーティーなどを行い、相互交流を図る予定でございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。続きまして、「報告」に入ります。報告第16号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育長

これより、報告第16号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部部長、義務教育課長、学校安全安心対策担当室長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

【報告第16号 非公開部分】

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、平成30年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時25分閉会)